

令和2年度 第6回

愛南町定例農業委員会議事録

招集年月日	令和2年9月25日(金) 午後4時00分～午後4時45分					
招集の場所	役場本庁3階 大会議室					
出席委員 14名 欠席委員 0名	議席番号	農業委員氏名	出欠の別	議席番号	農業委員氏名	出欠の別
	1	和喜田 重則	出	8	西崎 梅一	出
	2	孝野 覚也	出	9	河野 仁	出
	3	西本 繁夫	出	10	尾崎 春夫	出
	4	中川 里美	出	11	田中 定嘉	出
	5	西口 孝	出	12	山田 聡	出
	6	太田 憲男	出	13	谷口 八千代	出
	7	山口 深	出	14	浜田 暁	出
議事録署名人	7	山口 深		8	西崎 梅一	
職務のため 総会に出席 した者の氏名 推進委員 3名 事務局職員 2名	職名	氏名		職名	氏名	
	推進委員	埜下 浩孝		推進委員	下田 健二	
	推進委員	岡原 智恵子				
	事務局長	吉村 克己		課長補佐	加洲 能子	
会議の内容	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について 議案第3号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について 議案第4号 農地利用集積計画の承認について(利用権貸借) 議案第5号 農用地利用配分計画案に関する取消について 議案第6号 農地利用集積計画の承認について(一括方式)					

令和 2 年度第 6 回愛南町定例農業委員会次第

事務局	只今から令和 2 年度愛南町農業委員会第 6 回定例総会を開会致します。
議長(会長)	(会長挨拶)
事務局	それでは、只今から議案審議に移らせていただきます。河野会長、議事進行をお願い致します。
議長(会長)	それでは、これより本日の会議を開きます。 出席委員は 14 名中 14 名で定足数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告申し上げます。 まず、日程第二、議事録署名人の指名を行います。議事録署名人に 7 番、山口 深委員と 8 番、西崎 梅一委員を指名致します。 それでは、日程第三、議案審議に入ります。 まず、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。
事務局	議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、ご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認頂きますようお願いいたします。 受付番号 7 番、御荘長月 1622 番 1 外 6 筆、地目・面積は田・1,984 m ² で 3 条有償移転でございます。経営面積は 651.9a でございます。 受付番号 8 番、御荘長月 667 番外 3 筆、地目・面積は畑・992 m ² で 3 条有償移転でございます。経営面積は 27.1a、有償移転で 9.9a の合計 37a でございます。 受付番号 9 番、広見 373 番 1、地目・面積は田・359 m ² で 3 条有償移転でございます。経営面積は 151.8a でございます。 以上 3 件でございます。申請につきましては、該当する地区の農地利用最適化推進委員さんより調査書も提出いただいております。また、申請書等及び現地を確認した結果、第 3 条第 2 項の各号には該当しないと考えております。ご審議のほどよろしくお願い致します。
議長(会長)	只今、事務局より説明がありましたが、地元委員さんよりご報告を受けたいと思います。7 番お願い致します。
委員	譲受人は〇〇で面積を広げているミカン農家です。問題ないと思います。

	<p>以上です。ご審議の程、宜しくお願ひ致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願ひたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願ひ致します。</p>
委員	<p>図面を見てもらったらわかるのですが、道路の拡張が3年くらい前に終わって、道端になっています。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定を致しました。 8番お願ひ致します。</p>
委員	<p>二人は親戚関係です。譲受人の畑をなおすのに、横にあった譲受人の畑を譲りうけるというかたちです。一か所離れた農地もついでに譲り受けるということです。特に問題はないと思います。以上です。ご審議の程、宜しくお願ひ致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願ひたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願ひ致します。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定を致しました。 9番お願ひ致します。</p>
委員	<p>譲渡人はご高齢で、後継者の方は何年か前に病気をなさって、これから後の農作業は、おそらく無理ということです。譲受人は何年か前から利用権を設定して作付けをしていました。この田んぼは、広域農道に出る結構広い土地</p>

	<p>のすぐはたで、自宅も近くにあり、自分の圃場も近所にあり、まじめな方で問題はないと思います。以上です。ご審議の程、宜しくお願ひ致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願ひたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願ひ致します。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定を致しました。</p> <p>次に、議案第 2 号、農地法第 5 条第1項の規定による許可申請に対する意見について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 2 号、農地法第 5 条第1項の規定による許可申請に対する意見について、をご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願い致します。</p> <p>受付番号 6 番、御荘平城 594 番 1、地目・面積は畑・25 m²でございます。転用目的は駐車場でございます。また、農地の区分は市街地の区域内または市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で、第 3 種農地と判断されます。</p> <p>以上 1 件でございます。申請につきましては、該当する地区の農地利用最適化推進委員さんより調査書も提出いただいております。ご審議のほどよろしくお願ひ致します。</p>
議長(会長)	<p>只今、事務局より説明がありましたが、地元委員さんよりご報告を受けたいと思います。6 番お願ひ致します。</p>
委員	<p>もともと譲受人のお父さんが昭和 61 年に譲渡人から借りて車庫として建物を建てて使っていました。平成 22 年に譲受人が建て替えて車庫として使っていました。周辺は、畑等が点在しています。みかん畑等です。住居も建ち並んでいます。違反転用ですので、始末書も出ています。以上です。ご審議の程、宜しくお願ひ致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願ひたいと思います。どなたかご</p>

	意見、ご質疑ありましたらお願い致します。
議長(会長)	無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。
委員	(異議なし)
議長(会長)	ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定を致しました。 次に、議案第 3 号、荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。
事務局	議案第 3 号、荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について、をご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願い致します。 受付番号 7 番、増田 3825 番、地目・面積は田・1,480 m ² でございます。場所は、国道にあります宇和島バスの増田停留所付近になりますが、そこから北東へ 130mほど離れたあたりになります。 調査年月日は令和元年 9 月 20 日、これは農地パトロール全体の最終日となっております。利用状況調査結果は遊休農地ではない、荒廃農地調査分類はB分類でございます。現地を確認しました結果、状況といたしましては、農地パトロールの調査結果通り、山林・原野化しております。航空写真をご覧くださいと、雑木や竹が生えており、農地としての復旧は困難であり、今後の農地としての活用も見込まれないものと思われまます。また、周囲につきましても、対象地同様に山林・原野化しております。以上 1 件でございます。ご審議のほどよろしくお願い致します。
議長(会長)	それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。
議長(会長)	無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。
委員	(異議なし)
議長(会長)	ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定を致しました。

事務局

次に議案第 4 号、農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)、を議題と致します。事務局の説明を求めます。

議案第 4 号、農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)、をご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願い致します。

受付番号 192 番は再設定で、御荘平城 4254 番 1、地目・面積は田・931 m²、賃貸借で生産物は水稻・ブロッコリー、期間は 5 年でございます。

受付番号 193 番は再設定で、広見 1530 番 1 外 1 筆、地目・面積は田・6,512 m²、賃貸借で生産物は飼料稲・牧草・野菜、期間は 6 年でございます。

受付番号 194 番は再設定で、広見 2798 番外 1 筆、地目・面積は畑・3,597 m²、賃貸借で生産物は野菜、期間は 5 年でございます。

受付番号 195 番は再設定で、上大道 220 番外 2 筆、地目・面積は田・3,154 m²、賃貸借で生産物はタバコ、期間は 5 年でございます。

受付番号 196 番は新規で、正木 2557 番 1、地目・面積は田・556 m²、使用貸借で生産物は水稻、期間は 5 年でございます。

受付番号 197 番は新規で、御荘平城 3424 番外 2 筆、地目・面積は田・4,771 m²、畑・95 m²、賃貸借で生産物は果樹、期間は 10 年でございます。

受付番号 198 番は新規で、緑乙 5 番外 19 筆、地目・面積は田・6,966 m²、畑・12,259 m²、使用貸借で生産物は水稻・果樹・野菜、期間は 20 年でございます。

受付番号 199 番は新規で、緑乙 2952 番 1 外 6 筆、地目・面積は畑・43,173 m²の内 40,415 m²、賃貸借で生産物は果樹、期間は 10 年でございます。

受付番号 200 番は新規で、緑乙 823 番外 5 筆、地目・面積は畑・5,623 m²、賃貸借で生産物は果樹、期間は 1 年でございます。

受付番号 201 番は新規で、御荘長月 3051 番外 2 筆、地目・面積は畑・1,720 m²、賃貸借で生産物は果樹、期間は 5 年でございます。

受付番号 202 番は新規で、御荘長月 2748 番、地目・面積は畑・5,652 m²、賃貸借で生産物は果樹、期間は 5 年でございます。

受付番号 203 番は新規で、上大道 141 番 1 外 3 筆、地目・面積は畑・7,185 m²、使用貸借で生産物は果樹、期間は 10 年でございます。

以上 12 件でございます。なお、本案件におきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長(会長)	<p>只今、事務局より説明がおわりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願いします。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり決定を致しました。 次に議案第 5 号農用地利用配分計画案に関する取消について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 5 号、農用地利用配分計画案に関する取消について、をご説明させていただきます。本案件につきましては、先月の利用権設定の受付番号 191 番と農用地利用配分計画案でご決定をいただきました農地中間管理事業に関する案件でございます。農地中間管理事業の推進に関する法律が昨年 11 月に改正され、農地中間管理事業の事務手続きが簡素化されておりますので、ご説明させていただきます。</p> <p>お手元にお配りしております資料①をご覧ください。「見直しのポイント」に記載されておりますように、従来は、農地バンク、これは農地中間管理機構のことですが、借り入れや転貸につきましては、市町の農用地利用集積計画と農用地利用配分計画が必要であったため、手続きが複雑で、2 ヶ月程度の時間がかかっておりました。今回の見直しにつきましては、現場の実態を踏まえ、出し手と受け手のマッチングが整っている場合には、市町の集積計画のみで手続きが完了する仕組みが創設されております。</p> <p>資料①の「見直し後」の下段をご覧ください。一括方式と呼んでおりますが、配分計画が無くなり、1 つの集積計画で、出し手から農地中間管理機構の貸借、農地中間管理機構からの受け手の貸借という 2 つの貸借を、一括して権利設定が行えるようになっております。農業委員会の決定後、集積計画の公告という、通常集積計画と同様の手続きで完了する形でございます。</p> <p>ただし、受け手が決まっている場合でも、従来の配分計画を活用することができまして、選択制となっております。</p> <p>今回の案件につきましては、耕作者が申請しております、県補助事業におきまして、一括方式を選択しておりましたので、先月ご審議いただきました「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利</p>

<p>議長(会長)</p>	<p>用配分計画案に関する意見について」を取り消させていただきたく、提案をいたしました。</p> <p>受付番号 1 番、城辺乙 1182 番 2 外 6 筆、地目・面積は畑・3,924 m²、賃貸借、期間は 10 年でございます。</p> <p>合わせまして、先月の利用権賃貸借の受付番号 191 番、新規、城辺乙 1182 番 2 外 6 筆、地目・面積は畑・3,924 m²、賃貸借で生産物は果樹、期間は 10 年も解約しております。</p> <p>なお、先程の資料①の表でございます、受け手が決まっていない場合につきましては、手続き方法が記載されておりますが、愛媛県におけます農地中間管理事業では、出し手と受け手のマッチングが整っている場合のみ事業採択が受けられることとなっております。</p> <p>以上、1 件でございます。ご審議のほどよろしくお願い致します。</p> <p>只今、事務局より説明がありました。ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願いします。</p>
<p>議長(会長)</p>	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
<p>委員</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>議長(会長)</p>	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり決定を致しました。</p> <p>次に議案第 6 号、農地利用集積計画の承認について(一括方式)、を議題と致します。事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第 6 号、農地利用集積計画の承認について(一括方式)、をご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願い致します。</p> <p>本案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農地利用集積計画の承認についての中でご審議していただきますこととなります。従来は、議案が異なるためにページがまたがって説明しておりましたが、一括方式となるため 1 つの議案で説明できるようになりましたので、これまでより見やすくなるのではないかと考えられます。</p> <p>受付番号 1 番、城辺乙 1182 番 2 外 6 筆、地目・面積は畑・3,924 m²、賃貸借、期間は 9 年 11 ヶ月でございます。</p> <p>以上 1 件でございます。なお、本案件におきましては、農業経営基盤強化</p>

	<p>促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくお願ひ致します。</p>
議長(会長)	<p>只今、事務局より説明がおわりましたので、ご審議願ひたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願ひします。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり決定を致しました。</p>
議長(会長)	<p>以上で、本日の定例会に提案いたしました全ての審議が終了致しましたので、議事を閉じることと致します。</p>

以上、議事録の正確を証するため署名する。

議 長

河野 仁

議事録署名人

西崎 梅一

議事録署名人

山口 梁